

京都市告示第 9 号

昭和52年11月10日京都市告示第122号（京都市消費生活条例第15条第1項の規定に基づく単位価格表示基準）の一部を次のように改めます。

平成28年4月1日

京都市長 門川 大作

3の(1)「セルフサービス方式による店舗の面積が100平方メートル以上の店舗で小売業を営む者」を「店舗面積が1,000平方メートル以上の店舗において小売業を営む者。ただし、当該店舗における出店契約者で店舗の契約面積が1,000平方メートル未満のものを除く。」に改め、(2)「店舗面積が3,000平方メートル以上の店舗において小売業を営む者。ただし、当該店舗における出店契約者で店舗の契約面積が100平方メートル未満のものを除く。」を「消費生活協同組合法に基づく組合」に改め、3の(3)から(4)までを削る。

別表の1「加工食品」を「食品」に改め、1の表中1の項を9の項とし、2の項を6の項とし、3の項を4の項とし、4の項から5の項までを2の項から3の項までとし、6の項を5の項とし、7の項から8の項までを10の項から11の項までとし、9の項を15の項とし、10の項を17の項とし、11の項を16の項とし、12の項を14の項とし、13の項から14の項までを削り、15の項を13の項とし、16の項から18の項までを20の項から22の項までとし、19の項から22の項までを削り、23の項を19の項とし、同表に次のように加える。

1 精肉	100	グラム
7 バター	100	グラム
8 マーガリン類	100	グラム

12 みそ	100	グラム
18 ドレッシング	100	ミリリットル

別表の 3 の表中 2 の項を削り，3 の項から 4 の項までを 2 の項から 3 の項までとし，5 の項を削り，6 の項から 8 の項までを 4 の項から 6 の項までとし，別表の 2 の表を削り，3 の表を 2 の表に改める。

#### 附 則

改正後の基準は，平成 2 8 年 6 月 1 日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター)